

○上越教育大学学旗規則

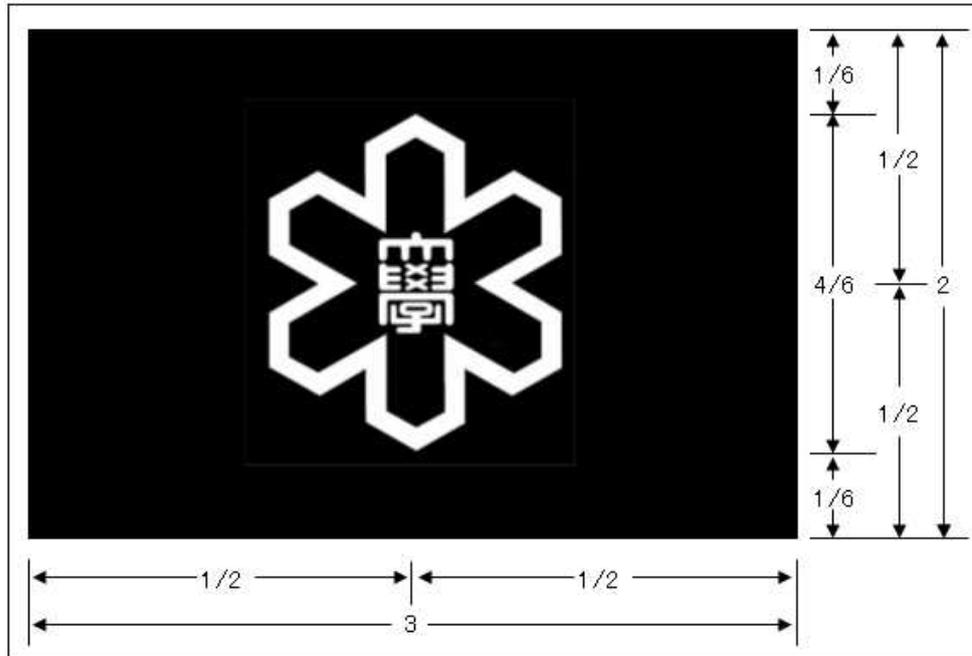
(平成17年3月8日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学（以下「本学」という。）の学旗に関し必要な事項を定める。

(形状)

第2条 本学の学旗は、次のとおりとする。



(規格)

第3条 学旗は、地色をワインレッド又はネイビーブルーとし、白色の学章を中央に配する。

2 学章は、上越教育大学学章規則（平成17年規則第1号）に定めるものを利用する。

3 学旗の寸法（比率）は、縦2に対し横3の割合とし、学章の縦の長さは、学旗の縦の長さの六分の四とする。

4 本学が実施する式典及び儀式の際に従前から慣例として用いてきた学旗については、前3号の規定にかかわらず、本学の学旗とみなす。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、学旗に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。